

事業者の責務

廃棄物の適正処理は事業者の責務です



病院



ホテル



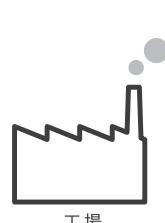
商店・飲食店



学校



官公署



工場

事業者とは、**個人事業主を含む事業所・商店・飲食店・工場・ホテル等**、
営利目的として事業を営む者だけでなく、**病院・学校・官公署・社会福祉施設**
等公共サービスを営む者も含まれます。

住居と店舗が一体であっても、事業系ごみを家庭系ごみとして出すことは
できません。

廃棄物の適正な処理は事業者の責務です。責任を持って処理しましょう。

廃棄物処理法 第3条（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造・加工・販売等に際して、その製品・容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



事業者の責務



ごみの 減量とリサイクル

ごみの発生抑制、排出抑制、
再利用、再生利用を行うこと
により、ごみの減量に努め
ること

自らの責任で処理

事業活動に伴って生じたごみ
は、自ら処理を行うか、業者に
委託して、適正に処理する
こと

国や市への協力

ごみの減量、適正処理などに
ついて、国や市の施策に協力
すること